

令和6年第3回
大崎市議会定例会議案

令和6年9月13日提出

大 崎 市

目 次

報告第	2 1 号	専決処分の報告について（公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……	1
報告第	2 2 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について） ……	2
報告第	2 3 号	令和 5 年度大崎市健全化判断比率 ……	3
報告第	2 4 号	令和 5 年度大崎市公営企業の資金不足比率 ……	4
諮問第	6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について ……	5
諮問第	7 号	人権擁護委員の候補者の推薦について ……	6
諮問第	8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について ……	7
議案第	8 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大崎市一般会計補正予算（第 4 号）） ……	8
議案第	8 3 号	令和 6 年度大崎市一般会計補正予算（第 5 号） ……	11
議案第	8 4 号	令和 6 年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） ……	16
議案第	8 5 号	令和 6 年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） ……	18
議案第	8 6 号	令和 6 年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） ……	20
議案第	8 7 号	大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例 ……	22
議案第	8 8 号	大崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 ……	23
議案第	8 9 号	市道の路線の廃止及び認定について ……	24
議案第	9 0 号	令和 5 年度大崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ……	26

議案第 9 1 号	令和 5 年度大崎市一般会計及び特別会計歳入歳出決算 認定について……………	27
議案第 9 2 号	令和 5 年度大崎市水道事業会計決算認定について……………	28
議案第 9 3 号	令和 5 年度大崎市下水道事業会計決算認定について……………	29
議案第 9 4 号	令和 5 年度大崎市病院事業会計決算認定について……………	30

報告第21号

専決処分の報告について

令和6年7月2日、公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

2 事故の概要

令和6年4月24日午後3時30分頃、相手方車両が大崎市市民プール駐車場内を走行していた際に、右前輪が舗装の破損箇所に入り、タイヤ及びホイールを損傷したものの。

3 和解の要旨

事故の主たる原因は、舗装の破損箇所を見逃していた市の管理不備と、相手方の前方不注意によるものであり、市の過失割合は50パーセントとする。

4 損害賠償の額

32,247円

令和6年9月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

報告第 2 2 号

専決処分の報告について

令和 6 年 8 月 2 1 日，工事請負契約の変更契約の締結について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

1 契約の名称

（仮称）岩出山上川原町住宅建設工事（建築）

2 議決された日

令和 5 年 9 月 2 1 日

3 変更する金額

（1） 変更前の契約金額	4 5 1， 0 0 0， 0 0 0 円
（2） 変更契約金額	1， 8 1 9， 4 0 0 円
（3） 変更後の契約金額	4 5 2， 8 1 9， 4 0 0 円

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

報告第 2 3 号

令和 5 年度大崎市健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和 5 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	1 1 . 5 3
連結実質赤字比率	—	1 6 . 5 3
実質公債費比率	7 . 3	2 5 . 0
将来負担比率	6 5 . 9	3 5 0 . 0

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

報告第 2 4 号

令和 5 年度大崎市公営企業の資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計	令和 5 年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
下水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
宅地造成事業特別会計	—	
工業団地造成事業特別会計	—	

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

諮問第6号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年9月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

別 紙（諮問第 6 号）

住 所 大崎市古川大宮 [REDACTED]

氏 名 佐々木 秀 真

[REDACTED] 生

諮問第7号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年9月13日提出

大崎市長 伊藤 康志

別紙（諮問第7号）

住 所 大崎市鹿島台木間塚 [REDACTED]

氏 名 今 野 克 也

[REDACTED] 生

諮問第8号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年9月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

別 紙（諮問第 8 号）

住 所 大崎市岩出山池月



氏 名 大 内 充

 生

議案第 82 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年 7 月 31 日、令和 6 年度大崎市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年度大崎市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度大崎市一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 146,166 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,340,231 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 13 日提出

大崎市長 伊藤 康志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		10,226,543	37,750	10,264,293
	1 国庫負担金	6,686,075	30,000	6,716,075
	2 国庫補助金	3,451,542	7,750	3,459,292
19 繰入金		4,245,580	28,416	4,273,996
	1 基金繰入金	4,245,580	28,416	4,273,996
22 市債		4,463,800	80,000	4,543,800
	1 市債	4,463,800	80,000	4,543,800
補正されなかった款項に係る額		46,258,142		46,258,142
歳入合計		65,194,065	146,166	65,340,231

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		1	127,846	127,847
	1 公共土木施設 災害復旧費	1	92,330	92,331
	2 農林水産施設 災害復旧費	0	34,912	34,912
	3 その他施設 災害復旧費	0	604	604
13 予備費		100,000	18,320	118,320
	1 予備費	100,000	18,320	118,320
補正されなかった款項に係る額		65,094,064		65,094,064
歳出合計		65,194,065	146,166	65,340,231

第 2 表 地 方 債 補 正

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路橋りょう 災害復旧事業	48,900	証書借入 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる政府資 金及び地方公共団体金 融機構資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30 年以内に元利均等償還又は元金 均等償還により償還する。ただ し、融通条件又は財政の都合に より償還年限を短縮し、若しく は低利債に借り換えることがで きる。
河川施設 災害復旧事業	10,900	同上	同上	同上
都市計画施設 災害復旧事業	1,500	同上	同上	同上
農業施設 災害復旧事業	2,800	同上	同上	同上
林業施設 災害復旧事業	15,300	同上	同上	同上
保健福祉施設 災害復旧事業	600	同上	同上	同上

議案第 83 号

令和 6 年度大崎市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度大崎市一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 802,620 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,142,851 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 13 日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		15,969,766	630,144	16,599,910
	2 固 定 資 産 税	7,590,628	630,144	8,220,772
10 地 方 特 例 交 付 金		692,357	1,038	693,395
	1 地 方 特 例 交 付 金	129,410	1,038	130,448
11 地 方 交 付 税		17,850,000	△323,482	17,526,518
	1 地 方 交 付 税	17,850,000	△323,482	17,526,518
15 国 庫 支 出 金		10,264,293	240,184	10,504,477
	1 国 庫 負 担 金	6,716,075	299,646	7,015,721
	2 国 庫 補 助 金	3,459,292	△59,462	3,399,830
16 県 支 出 金		4,333,114	2,053	4,335,167
	1 県 負 担 金	2,495,566	△4,543	2,491,023
	2 県 補 助 金	1,777,965	6,397	1,784,362
	3 委 託 金	59,583	199	59,782
18 寄 附 金		7,001	2,704	9,705
	1 寄 附 金	7,001	2,704	9,705
19 繰 入 金		4,273,996	58,151	4,332,147
	1 基 金 繰 入 金	4,273,996	7,705	4,281,701
	2 特 別 会 計 繰 入 金	0	50,446	50,446
20 繰 越 金		300,000	52,928	352,928
	1 繰 越 金	300,000	52,928	352,928
22 市 債		4,543,800	138,900	4,682,700
	1 市 債	4,543,800	138,900	4,682,700
補正されなかった款項に係る額		7,105,904		7,105,904
歳 入 合 計		65,340,231	802,620	66,142,851

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,698,593	46,240	6,744,833
	1 総務管理費	5,822,738	44,139	5,866,877
	2 徴税費	592,253	841	593,094
	3 戸籍住民基本台帳費	187,041	1,197	188,238
	5 統計調査費	32,682	63	32,745
3 民生費		22,436,618	442,931	22,879,549
	1 社会福祉費	10,259,253	86,069	10,345,322
	2 児童福祉費	9,465,041	344,346	9,809,387
	3 生活保護費	2,705,394	12,516	2,717,910
4 衛生費		7,297,858	23,990	7,321,848
	1 保健衛生費	5,184,157	23,990	5,208,147
6 農林水産業費		1,917,308	6,285	1,923,593
	1 農業費	1,773,807	6,285	1,780,092
7 商工費		1,609,281	135,712	1,744,993
	1 商工費	1,609,281	135,712	1,744,993
8 土木費		7,820,693	140,000	7,960,693
	2 道路橋りょう費	2,023,687	140,000	2,163,687
	5 住宅費	1,580,627	0	1,580,627
9 消防費		2,385,691	77	2,385,768
	1 消防費	2,385,691	77	2,385,768
10 教育費		6,283,610	7,385	6,290,995
	1 教育総務費	1,483,032	1,804	1,484,836
	2 小学校費	579,536	843	580,379
	3 中学校費	444,597	125	444,722
	5 社会教育費	1,672,470	176	1,672,646
	6 保健体育費	1,973,965	4,437	1,978,402
補正されなかった款項に係る額		8,890,579		8,890,579
歳出合計		65,340,231	802,620	66,142,851

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
おおさき日本語学校留学生奨学支援金	自 令和6年度 至 令和8年度	89,100
住民基本台帳ネットワークシステム賃貸借・保守業務	自 令和6年度 至 令和11年度	8,187
スクールバス運行管理業務委託	自 令和6年度 至 令和11年度	412,938
小学校健康診査委託	自 令和6年度 至 令和7年度	9,798
中学校健康診査委託	自 令和6年度 至 令和7年度	8,489
幼稚園健康診査委託	自 令和6年度 至 令和7年度	18

第 3 表 地 方 債 補 正

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
放課後児童支援施設整備事業	4,800	証書借入 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる政府資 金及び地方公共団体金 融機構資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30 年以内に元利均等償還又は元金 均等償還により償還する。ただ し、融通条件又は財政の都合に より償還年限を短縮し、若しく は低利債に借り換えることがで きる。

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
庁舎等設備 整備事業	226,300	証書 借入 又は 証券 発行	3.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借入れ る政府資金 及び地方公 共団体金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	起債年度から据 置期間を含め30 年以内に元利均 等償還又は元金 均等償還により 償還する。ただ し、融通条件又 は財政の都合に より償還年限を 短縮し、若しく は低利債に借り 換えることがで きる。	227,000	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
庁舎建設事業	214,500	同上	同上	同上	214,600	同上	同上	同上
住宅整備事業	665,200	同上	同上	同上	794,800	同上	同上	同上
体育施設整備 事業	357,200	同上	同上	同上	359,200	同上	同上	同上
臨時財政対策 債	118,800	同上	同上	同上	120,500	同上	同上	同上

議案第 8 4 号

令和 6 年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度大崎市国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0, 1 0 9 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3, 9 9 5, 6 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰 入 金		1,883,806	330	1,884,136
	1 他 会 計 繰 入 金	855,905	330	856,235
7 繰 越 金		4,000	9,779	13,779
	1 繰 越 金	4,000	9,779	13,779
補正されなかった款項に係る額		12,097,743		12,097,743
歳 入 合 計		13,985,549	10,109	13,995,658

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		84,901	330	85,231
	2 徴 税 費	28,168	330	28,498
5 保 健 事 業 費		127,920	846	128,766
	1 保 健 事 業 費	127,920	846	128,766
7 諸 支 出 金		19,000	8,933	27,933
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	19,000	1,522	20,522
	2 繰 出 金	0	7,411	7,411
補正されなかった款項に係る額		13,753,728		13,753,728
歳 出 合 計		13,985,549	10,109	13,995,658

議案第 85 号

令和 6 年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度大崎市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 5 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 2 2, 7 7 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		404,573	190	404,763
	1 他 会 計 繰 入 金	404,573	190	404,763
4 繰 越 金		510	1,324	1,834
	1 繰 越 金	510	1,324	1,834
補正されなかった款項に係る額		1,216,175		1,216,175
歳 入 合 計		1,621,258	1,514	1,622,772

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		20,659	190	20,849
	1 総 務 管 理 費	13,423	135	13,558
	2 徴 収 費	7,236	55	7,291
3 諸 支 出 金		2,125	1,324	3,449
	2 繰 出 金	0	1,324	1,324
補正されなかった款項に係る額		1,598,474		1,598,474
歳 出 合 計		1,621,258	1,514	1,622,772

議案第 86 号

令和 6 年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度大崎市介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 242,553 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,728,862 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 13 日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支 払 基 金 交 付 金		3,527,335	346	3,527,681
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,527,335	346	3,527,681
5 県 支 出 金		1,893,490	11,937	1,905,427
	1 県 負 担 金	1,795,915	11,937	1,807,852
7 繰 入 金		2,068,448	140,325	2,208,773
	1 他 会 計 繰 入 金	1,951,732	2,116	1,953,848
	2 基 金 繰 入 金	116,716	138,209	254,925
8 繰 越 金		2,000	89,945	91,945
	1 繰 越 金	2,000	89,945	91,945
補正されなかった款項に係る額		5,995,036		5,995,036
歳 入 合 計		13,486,309	242,553	13,728,862

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		130,231	296	130,527
	1 総 務 管 理 費	5,520	192	5,712
	2 徴 収 費	12,775	104	12,879
5 諸 支 出 金		4,687	242,257	246,944
	1 償 還 金 及 び 加 算 金	4,687	200,546	205,233
	2 繰 出 金	0	41,711	41,711
補正されなかった款項に係る額		13,351,391		13,351,391
歳 出 合 計		13,486,309	242,553	13,728,862

議案第 87 号

大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大崎市立学校の設置に関する条例（平成 18 年大崎市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表大崎市立鳴子小学校の項，大崎市立川渡小学校の項及び大崎市立鬼首小学校の項を削り，同条第 3 号の表大崎市立鳴子中学校の項を削り，同条第 4 号の表を次のように改める。

名称	位置
大崎市立古川西小中学校	大崎市古川渋井字全壮 191 番地
大崎市立鳴子小中学校	大崎市鳴子温泉字町西 97 番地 1

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 9 月 13 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 88 号

大崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大崎市国民健康保険条例（平成 18 年大崎市条例第 171 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する」を「又は虚偽の届出をした場合においては、その者を 10 万円以下の過料に処する」に改める。

第 10 条中「10 万円以下の過料を科する」を「その者を 10 万円以下の過料に処する」に改める。

第 11 条中「に対し」を「は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 13 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 89 号

市道の路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により，市道の路線を次のとおり廃止し，及び認定したいので，同法第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により，議会の議決を求める。

1 路線の廃止

番号	路線名	起 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
1	上志田南北 6 号線	鹿島台大迫字上志田 745-4	702.8	1.8～ 2.5
		鹿島台大迫字上志田 721		
2	上志田東西 4 号線	鹿島台大迫字上志田 1196	869.9	2.4～ 6.4
		鹿島台大迫字上志田 786-1		
3	上志田東西 6 号線	鹿島台大迫字上志田 1272	301.7	1.8～ 3.5
		鹿島台大迫字上志田 740-2		
4	志田谷地 3 号線	鹿島台大迫字下志田 51-1	1,921.0	2.4～ 8.1
		鹿島台大迫字下志田 665-1		
5	下志田南北 1 号線	鹿島台大迫字下志田 93	997.8	2.0～ 3.2
		鹿島台大迫字下志田 53-1		
6	下志田南北 6 号線	鹿島台大迫字下志田 621-2	632.0	1.8～ 3.5
		鹿島台大迫字下志田 477		
7	下志田東西 2 号線	鹿島台大迫字下志田 32-1	1,213.5	1.8～ 6.2
		鹿島台大迫字下志田 542-2		

番号	路線名	起	点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
8	木間塚南北4号線	鹿島台木間塚字草久 846-6		824.3	2.7～ 6.8
		鹿島台木間塚字江合 299			
9	鎌巻小川線	鹿島台木間塚字鎌巻 53-1		875.3	2.7～ 3.9
		鹿島台木間塚字鎌巻 268-9			
10	平治線	鹿島台木間塚字鎌巻 440-1		584.2	2.1～ 4.5
		鹿島台木間塚字鎌巻 178			

2 路線の認定

番号	路線名	起	点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
1	上志田東西4号線	鹿島台大迫字上志田 1196		477.6	4.0～ 4.8
		鹿島台大迫字上志田 1460			
2	志田谷地3号線	鹿島台大迫字下志田 389-4		438.5	4.4～ 5.4
		鹿島台大迫字下志田南 26			

令和6年9月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

議案第90号

令和5年度大崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度大崎市水道事業会計未処分利益剰余金1,338,404,755円のうち、46,133,078円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和6年9月13日提出

大崎市長 伊藤 康志

議案第 9 1 号

令和 5 年度大崎市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度大崎市一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 92 号

令和 5 年度大崎市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により，令和 5 年度大崎市水道事業会計決算について，別冊のとおり，議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 13 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 93 号

令和 5 年度大崎市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により，令和 5 年度大崎市下水道事業会計決算について，別冊のとおり，議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 13 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第94号

令和5年度大崎市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度大崎市病院事業会計決算について、別冊のとおり、議会の認定に付する。

令和6年9月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志